

デジタルアーカイブの体系的な整理，構築，公開と博物館法

奈良文化財研究所埋蔵文化財センター

浜田 拓志

博物館の日常的な営み デジタルアーカイブ化

『デジタルアーカイブの構築・共有・活動ガイドライン』は、デジタルアーカイブを次のように定義している。

ここでは様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体をいう。デジタルアーカイブで扱うデジタル情報資源は、「デジタルコンテンツ」だけでなく、アナログ媒体の資料・作品も含む「コンテンツ」の内容や所在に関する情報を記述した「メタデータ」や、コンテンツの縮小版や部分表示である「サムネイル／プレビュー」も対象とする。

博物館はアーカイブ機関（記録機関）のひとつである。すなわち「社会・文化・学術情報資源である資料・作品等のコンテンツを収集し、その資源を整理（組織化）し、保存し、提供する機能を持つ機関・団体等」のひとつである（デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会，2017）。

博物館が収蔵する博物館資料や図書資料について、いったん手書きのメタデータ（基礎データ、目録データ、書誌データ等）を作成し、そのうちパソコンで表計算ソフトやデータベース専用のソフトを用いて入力することがある。手書きの部分を省略して直接キーボードから入力するという場合もあるだろう。いずれにせよ、このようなプロセスによってアナログな資料にはデジタルなメタデータが付与される。またデジタルカメラやス

キャナーは、博物館資料や図書資料の姿をデジタル化することができる。博物館資料等のデジタルアーカイブ化は、各館の進捗状況に違いこそあれ、きわめて基礎的で日常的な営みとなっている。それは地味で根気のいる膨大な作業でもある。

しかし現行の博物館法には、デジタルアーカイブの整理，構築，公開についての記載はない。

博物館が所蔵する資料を常設展・企画展の出品目録や図録，所蔵品目録といった印刷物で紹介・発信するという事は博物館草創期から行われてきた。博物館法には「博物館の事業」11項目のひとつとして「博物館資料に関する案内書，解説書，目録，図録，年報，調査研究の報告書等を作成し，及び頒布すること」という項がある（博物館法 第三条六）。ここで作成や頒布の前提となっている目録，図録，報告書等はいずれもアナログな紙媒体であり，それらのデジタルアーカイブ化（電子メディアに記録し直すこと）については触れられていないのである。「博物館の事業」の残りの10項目についても同様である。

対話と連携の博物館，

望ましい規準，行動規範による素描

これに対し、『対話と連携の博物館』（日本博物館協会，2001）はデジタルアーカイブについて直接言及はしていないものの、「インターネットの双方向交流」，「情報をすべての人に利用可能にする」，「博物館のIT革命を推進する」等の新たな

理想を掲げることにより、デジタルアーカイブの可能性と博物館の新たな使命を素描している。

対話

1. 博物館は博物館活動の全行程を通じて対話する。— 収集保管・調査研究から新展示・慰楽まで—
2. 博物館は利用者、潜在利用者の全ての人々と対話する。— 面談からインターネットの双方向交流まで—
3. 博物館は年齢、性別、学歴、国籍の違いと、障害の有無を超えて対話する。— 施設・情報をすべての人に利用可能にする—
4. 博物館は時間と空間を超えて対話する。— 博物館のIT革命を推進する—

連携

1. 博物館は規模別、館種別、設置者別、地域の相違を超えて連携する。— 相互理解が連携の道を拓く—
2. 博物館は学校、大学、研究所等と連携する。— 博物館活動の科学的基盤を整備する—
3. 博物館は家庭、行政、民間団体、企業等、地域社会と連携する。— 市民参画が新しい地域文化を創造する—
4. 博物館はアジア、太平洋地域及び世界の博物館・博物館関係諸機関と連携する。— 地域連携から国際連携—

デジタル化された個々のデータは整理され、アーカイブとして構築されて、まずは保存されることになるが、著作権者の権利問題等を解決できればインターネットを通じたアクセスによりすべての人の利用が可能となる。デジタル情報技術の飛躍的な発展は、さまざまな障壁や格差や距離を乗り越えて、博物館が収蔵する知的財産をオープンなカタチで、そして平等に人々にシェアすることを可能とするのである。

では2011年の「博物館の設置及び運営上の望

ましい基準」はどうだろうか。同基準は「博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする」（第五条5、資料の収集、保管、展示等）と記している。ここでいう「情報」は、アナログな情報だけではなく、デジタル画像やデジタル化されたメタデータをも含むと読める。「情報の提供等」について記した第九条では、インターネット等の積極的活用が推奨されているが、その際にもデジタルアーカイブの整理・活用が前提となっていると考えて良いだろう。

（情報の提供等）

第九条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

一 実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

『博物館の原則 博物館関係者の行動規範』（日本博物館協会、2012）における「行動規範7. 展示・教育普及」では、「博物館に携わる者は、博物館が蓄積した資料や情報を人類共有の財産として、展示や教育普及活動など様々な機会を捉えて、広く人々と分かち合い、新たな価値の創造に努める。」とし、さらに「様々な機会」を以下のように説明している。

様々な機会

展示や教育普及の活動のほかに、様々な機会を捉え

て資料や情報を共有することで博物館の公益性は高まる。情報技術の進展で、博物館の情報発信の方法は格段に発展した。特にインターネットによる情報の発信、共有の役割が大きくなっている。従来の紙媒体や放送媒体を含め、様々な手段を組み合わせることが求められる。

以上のように見てくると、博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理については、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(2011)が言及し、博物館資料のデジタルアーカイブの公開については、『対話と連携の博物館』(2001)を踏まえた『博物館の原則 博物館関係者の行動規範』(2012)が進むべき道を示していると言っている。

このように各博物館の現場で地道に取り組がなされ、望ましい規準や行動規範のなかで一定の方向性が示されていた博物館資料等のデジタルアーカイブ化による公開は、2017年以降、より具体的な施策や指針のなかに位置付けられていく。

2017年以降の具体的な施策や指針

『我が国におけるデジタルアーカイブの推進の方向性』(デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会、2017)は、デジタルアーカイブの収集、整理、構築、公開が、現在の博物館法に盛り込まれていないことを指摘した。

(1) アーカイブの構築と連携について

① デジタルアーカイブ構築と連携のための体制について(推進するための仕組みづくり)

我が国において、アーカイブ機関がデジタルアーカイブの構築及び連携・共有を進めるに当たって、制度的裏付けが十分でないという指摘がある。具体的には、博物館法や図書館法において、電子形態の資料を収集し保存し利用に供することまでは読み取れる

が、アナログ形態のものをデジタル化して記録・保存し、それを広く公開することまでは本来的な業務として読み取れるようにはなっていないため、組織的対応がしづらいのではないかと指摘である。特に、博物館法においては、図書館法にはある保有する収蔵品・資料のメタデータ整備についての業務も規定がない。

このため、現在は、デジタルアーカイブの業務はアーカイブ機関にとっては、基本的業務ではなく、付加的業務という位置付けにすぎない。アーカイブ機関がメタデータを整備しデジタルアーカイブを積極的に推進することや、組織・機関が「つなぎ役」を引き受けることに対して、インセンティブを生み出す仕組みの構築が早急に求められる。各機関が積極的に取り組めるよう、博物館法や図書館法等の見直しの検討も含め、評価の仕組みの導入、評価に応じた支援や表彰など、意識の向上につながる仕組みが必要である。

また同年に出された文化芸術基本法(2017)は、「情報通信技術を活用した(中略)作品等の記録及び公開」を明記するとともに、それへの支援と施策の実施を謳っている。

第二十九条

国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用を推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

次に、これも同年に出された『美術館の原則と美術館関係者の行動指針』(全国美術館会議、2017)を見てみよう。そこでは、展示・教育普及、発信と連携という2つの行動指針に関してデジタルアーカイブの構築と公開の必要性が強調されている。

行動指針 8：

展示・教育普及

美術館に携わる者は、美術館が蓄積した作品・資料や情報を社会に共有の財産として、展示や教育普及など様々な機会を捉えて、広く人々と分かち合い新たな価値の創造に努める。

[前略]

作品・資料の公開は、インターネットに象徴される通信・ネットワーク環境の変化と技術革新、それらに伴う社会的なニーズの変化にも対応しつつ、専門家・一般利用者がアクセス可能なシステムを構築していくことも目標となる。美術館に携わる者は、館の存在・活動を周知させ美術館利用を促すうえで、普及という視点からも時代の要請に応える必要がある。

行動指針 10：

発信と連携

美術館に携わる者は、人々や地域社会に働きかけ、他の機関等と対話・連携して美術館の総合力を高める。

[前略]

グローバル化の進行や通信・ネットワーク環境の変化も踏まえ、多言語化対応も含めて、デジタル技術による作品・資料の情報公開を推進し、国境・言語の垣根を越えた発信・連携をますます高めていく必要がある。

現在国の分野横断統合ポータル ジャパンサーチが活動の根拠としているのは知的財産戦略本部が2018年に策定した知的財産戦略ビジョン及び毎年策定する知的財産戦略計画であり、そこには国が博物館・美術館をはじめとするアーカイブ機関のデジタルアーカイブ構築を推進する方針が示されている。2020年に出された3か年総括報告

書はこう述べている（デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会、2020）。

我が国におけるデジタルアーカイブの構築・共有と活用の推進は、文化の保存・継承・発展だけでなく、コンテンツの二次的な利用や国内外への情報発信の基盤となる取組である。そして、この取組では、デジタルアーカイブの構築・共有と活用のサイクルを持続的なものとするにより、教育、学術・研究、観光、地域活性化、防災、ヘルスケア、ビジネス等の様々な用途での利活用を促し、その便益を広く国民のものとしていくことで、我が国の社会的、文化的、経済的発展につなげていくことが重要である。

このような諸方針と現代社会の動向の中にあつて、博物館法だけアップデートされていないという現状は好ましくないだろう。博物館資料等のデジタルアーカイブの体系的な整理、構築、長期保存、公開（活用）を博物館の使命・機能として新たな博物館法に記載する必要がある。

博物館資料、図書資料等のデジタルアーカイブ化と公開には膨大な労力と時間を要する（注1）。わが国の博物館職員の絶対的不足と非正規雇用職員の増大（佐久間、2017）を考えると、事業に係るマンパワー的、財政的、技術的な支援策の見取り図も必要である。これについては関係者が英知を集めて、デジタル化を推進する国の施策に反映されることを期待したい。

注釈

注1 収蔵品図録に掲載されうるような博物館資料、そして図書資料のどちらにも属さない貴重な「アーカイブズ資料」も多くの博物館に収蔵されている。書簡、日記、写真資料、印刷物、音声データ、映像資料、手稿、スクラップブックなどがそれにあたり、数

量的には膨大で、デジタルアーカイブ化以前の整理（階層化）にすら着手されていないことも多い。これらは個人情報をはじめとするセンシティブな情報を含んでいる場合も多いので、整理の上公開するとしても、著作権や肖像権等をクリアする必要があるし、また公開範囲や利用条件を設定する場合もある（全国美術館会議，2020）。とはいえ全国美術館会議情報・資料研究部会の報告書（2020）が推奨しているように、将来的に外部からのアクセスを（部分的ではあっても）可能にする、資料の存在を検索可能な状態にするといった公開・活用の方針をもつことが重要であろう。全国美術館会議の行動指針7にもその旨記されている。「調査研究の基盤の一つをなす、作品・作家に関する図書、アーカイブ資料等を積極的に収集、整理、蓄積、保存し、公開して広く美術への関心、研究に応える必要も極めて大きい。また、これ自体も研究活動として重要である」（全国美術館会議，2017）

引用文献

佐久間大輔．2017．博物館総合調査から見た直営館と自治体出資法人指定管理館の現状と課題－運営の継続に向けた課題を中心に－．「日本の博物館のこれから『対話と連携』の深化と多様化する博物館運営」（山西良平・佐久間大輔編），pp. 59－65．大阪市立自然史博物館，大阪．

全国美術館会議．2017．美術館の原則と美術館関係者の行動指針．80pp．全国美術館会議，東京．
——．2020．平成30年度全国美術館会議 第33回学芸員研修会報告書「美術館のアーカイブズ資料の可視化とさらなる活用に向けて」．76pp．全国美術館会議，東京．
日本博物館協会．2001．「対話と連携」の博物館－理解への対話・行動への連携－．日本博物館協会，東京．
——．2012．博物館の原則 博物館関係者の行動規範．30pp．日本博物館協会，東京．

ウェブ公開資料（いずれも2021.2参照）

デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会．2020．3か年総括報告書 我が国が目指すデジタルアーカイブ社会の実現に向けて．
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/pdf/r0208_3kanen_houkoku_honbun.pdf
デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会．2017．我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性．
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/houkokusho.pdf
デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会．2017．デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン．
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/guideline.pdf

